

魚津市告示第39号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域の指定について

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)別表第1号の規定に基づき、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域を次のとおり指定する。

なお、関係詳細図面は、魚津市民生部環境安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

魚津市長 澤崎 義敬

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域

規制区域			
第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域

備考 この表に掲げる区域は、それぞれ指定地域の特定工場等において発生する騒音の規制基準(平成24年魚津市告示第38号)第2項各号に規定する区域とする。ただし、第4種区域は、当該区域のうち当該区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(適用)

2 この告示は、指定地域の特定工場等において発生する騒音の規制基準附則第2項の規定により適用された地域について適用する。